

令和4年経済産業省告示第160号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第四項の規定に基づき、次のとおり同条第二項の指定に係る計量器の指定を取り消したので、同法第百五十九条第一項第十七号の規定に基づき、告示する。

令和四年八月十七日 経済産業大臣 西村 康稔

計量法第百三十四条第四項の規定に基づく同条第二項の指定に係る計量器の指定の取消し

指定年月日	指定の取消しを行う計量器
平成五年十一月一日	計量法第百三十四条第二項により指定されたジョセフソン効果電圧測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの